

電子申請Q&A

電子申請システムplusについて		
1	日本ERIで電子申請を利用する場合には、どうしたら電子申請できますか。	日本ERIで電子申請をご利用いただくためには、「ユーザー登録」を事前にしておく必要があります。
2	電子申請システムplusの利用料はかかりますか。	無料です。
3	「ユーザー登録」はどのようにしたらいいですか。	以下のページより、新規ユーザー登録を行うことができます。 https://app.j-eri.jp/eriappv2/ ご不明な点は、申請支店へご相談ください。
4	電子申請システムplusの操作方法がわかりません。操作手順や申請フローについて教えてほしい。	操作方法や申請フローに関しては、電子申請システムplusにログインしていただくと、画面右上のユーザーアイコンのマニュアルより、操作マニュアルをダウンロードすることができます。
5	新規申請ができません。	「ユーザー情報更新」ページ下部にある「利用規約」をご確認ください。内容に同意して頂きましたら「利用規約に同意します」にチェックを入れ、「確認」ボタンを押してください。
6	申請時にアップロードする容量に制限はありますか。	1ファイルで1GB以内で送信可能です。 総容量が1GBを超えるものは複数回に分けていただくことにより追加アップロードが可能となります。
7	申請種別を間違えてしまった。	ファイルアップロード後は、申請種別の変更は出来ません。 申請直後であれば、「申請削除」ボタンで削除していただき再度、新規申請をおこなってください。
8	申請した物件を削除したい。	申請してすぐであれば、「申請削除」ボタンで削除を行う事が可能です。ERIがすでに申請図書をダウンロードしている場合は、削除申請の形となり、ERIが確認後、物件が削除されます。
9	申請したファイルを削除したい。	ファイルアップロード後、ERIにてファイルをダウンロードするまでの間は、対象ファイルにチェックした際に表示される操作ボタンの「削除」が表示されますので、ファイルの削除をおこなってください。削除がない場合は、「ファイル追加」ボタンにて正しいファイルをアップロードして下さい。
10	本受の際、ERIから発行される書類は郵送で届くのでしょうか。	本受（引受）の際、日本ERIから発行している「引受承諾書」「請求書」などは、電子申請システムplus上でお送りします。 ※一部の業務（確認検査、フラット35適合証明、省エネ適合判定、長期優良住宅、BELSなど）で利用できる「コンビニ支払い」用の請求書は、電子データでは送信できないため、希望される場合は、申請支店にお問い合わせください。

11	ダウンロード期限が過ぎてしまった。	<p>期限は、ERI営業日で14日間です。</p> <p>建設評価においては約1年間となります。※建設評価書交付後はERI営業日で14日間となります</p> <p>ダウンロード期限を過ぎてしまった場合、期限変更が可能ですので申請依頼先までご連絡下さい。</p>
12	ユーザー情報を更新するにはどのようにすればよいでしょうか。	画面の右上にあるユーザーアイコンのユーザー設定より情報の更新が可能です。
13	退職等により電子申請受付Webシステムから退会するにはどのようにすればよいでしょうか。	画面の右上にあるユーザーアイコンのユーザー設定の【削除】ボタンを押すことで退会する事ができます。
電子申請システムplusについて（確認検査、フラット35適合証明）		
1	計画変更申請を行う場合は、どのようにすればよいでしょうか。	<p>申請データ閲覧より該当の物件（前の申請）を検索頂き、「複写申請」ボタン押下にてご申請ください。</p> <p>※従前の電子申請IDを維持してご申請されたい場合は、「追加申請」ボタンを押下ください。電子申請IDの枝番が「-2」「-3」…となります。</p>
2	中間検査申請、完了検査申請を行う場合は、どのようにすればよいでしょうか。	<p>申請データ閲覧より該当の物件（前の申請）を検索頂き、「複写申請」ボタン押下にてご申請ください。</p> <p>※従前の電子申請IDを維持してご申請されたい場合は、「追加申請」ボタンを押下ください。電子申請IDの枝番が「-2」「-3」…となります。</p>
電子申請システムplusについて（住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素住宅、BELS等）		
1	建設住宅性能評価申請を行う場合は、どのようにすればよいでしょうか。	新規申請より申請種別の建設住宅性能評価を選択しご申請ください。
2	変更設計住宅性能評価の申請を行う場合は、どのようにすればよいでしょうか。	設計評価書交付後に変更設計住宅性能評価の申請を行う場合は、申請データ閲覧より該当の物件を検索頂き、追加申請ボタン押下にてご申請ください。（電子申請ID枝番が「-2」「-3」…となります）
3	変更申告書、申請者等変更届の申請を行う場合は、どのようにすればよいでしょうか。	申請データ閲覧より該当の物件（建設評価）を検索頂き、追加アップロードボタン押下にて追加ください。その際、該当する種別をご選択頂きますようお願い致します。